生駒市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について(報告)

令和6年2月21日 地域活力創生部 SDGs推進課

1 計画策定の背景

本市では、これまで生駒市環境基本条例第19条に基づく環境マネジメントシステムの運用や省工ネ設備及び再生可能エネルギー発電設備の導入等により、市自らの温室効果ガス排出量の削減等に取り組んできたところ。本年度、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定し、対象とする温室効果ガスの種類の拡大等により、市内最大規模の多量排出事業者としての自覚を一層強く持ち、温室効果ガスの削減の取組を加速するものとする。(策定時期:令和6(2024)年3月予定)

2 計画の基本事項

(1) 計画年度

令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間

(2) 基準年度

平成25(2013)年度

※ 政府実行計画及び生駒市環境モデル都市アクションプラン(区域施策編)と整合

(3)対象とする範囲

ア 対象組織

市長部局(上下水道部局含む)、教育委員会、消防本部、市議会事務局等各行政事務局

イ 対象施設

アの組織が所有権又は賃借権を有する施設及び設備

(4)対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第3条第2項に規定する温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の5種類

※ パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素は本市の事務事業で排出されないと考えられるため対象外

3 温室効果ガスの排出の状況

温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成25(2013)年度)の37,440トン-CO₂から、令和4(2022)年度には24,230トン-CO₂と約35.3%減少した。

これは、小中学校等への太陽光発電設備の導入、空調・省エネ設備等の省エネ設備への 更新に加え、環境に配慮した電力の調達(いこま市民パワーとの連携)や職員のエコオフィス活動の徹底によるものと考察する。 また、部局別では、市長部局(清掃センターを除く)が53%を占め、次いで教育委員会部局(19%)、水道事業(14%)、清掃センター(12%)となっている。

エネルギー源熱別でみると、電気由来の排出量が8割を占めており、次いでガス燃料が13%、液体燃料(灯油等)が7%となっている。

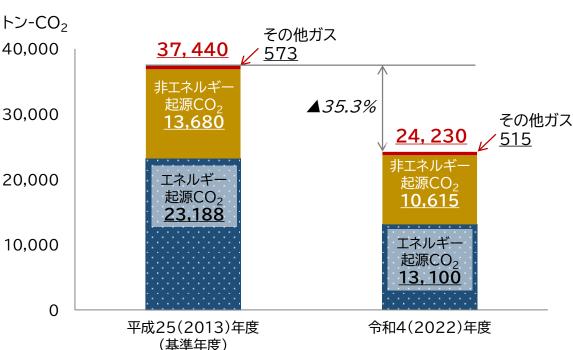
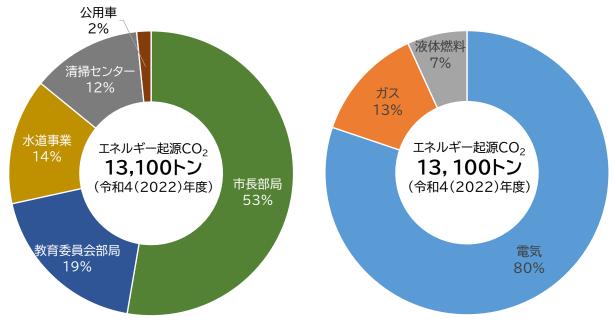


図1 温室効果ガス排出量の推移





● 令和7年度から「県域水道一本化」に伴い奈良県への移管が予定されている水道事業を除くと、基準年度(平成25(2013)年度)は33,542トン-CO₂、令和4(2022)年度は22,355トン-CO₂(約33,4%減)となる。

4 削減目標

令和12(2030)年度までに、生駒市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成25 (2013)年度比で**50%以上削減**する。

- ※ 奈良県への事業移管が予定されている水道事業は除くものとする。
- ※ 本市は、令和5(2023)年4月に脱炭素先行地域に選定されたところ、採択にあた り事務事業編の目標を国の目標(▲50%)以上に設定することが要件化されてい る。
- ※ 合わせて、本計画にて各年度の削減目標も設定し(当該目標の妥当性は毎年度環境 マネジメントシステム推進会議にて審議)、年度終了後に目標の達成状況等の点検・ 評価を実施する。

5 目標達成に向けた取組

削減目標の達成に向け、以下4つの基本方針のもと計画的・効率的に取組を推進する。

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

・ 設置可能な公共施設すべてを対象とする太陽光発電設備の導入 など

(2)使用電気の脱炭素化の促進

- いこま市民パワーと連携した市内の再工ネ電気の公共施設での利用拡大
- ・ 公用車の更新時の次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車等)の導入 など

(3)省エネ設備等の導入促進

- 公共施設の新設・建替時の ZEB 化目標
- 照明設備の LED 化(順次更新) など

(4) 職員のエコオフィス活動の推進

・ 働き方(ワークライフバランス・DX)も含めた職員一人ひとりのエコオフィス活動 のさらなる徹底

6 計画の推進体制

毎年度、事務局(SGDs推進課)にて前年度の排出量及び取組状況を調査し、生駒市環境マネジメントシステム推進会議にて点検・評価を実施後、生駒市環境審議会へ報告するとともに市ホームページにおいて公表する。